「除染事業ファンド」及び「公共コンサルファンド」に関する状況のご報告

平素はトラストレンディングをご利用いただき有難うございます。

「除染事業ファンド」及び「公共コンサルファンド」(以下、「本件ファンド」といいます。) に関しまして、貸付先からの回収状況及び今後の方針について下記のとおりご報告申し上 げます。

記

## 1. 貸付先からの回収状況

本件ファンドに関する貸付先への勝訴判決(詳細は 2020 年 3 月 18 日付、本件ファンドに関する状況報告の内容をご確認ください。)に基づき、第三債務者である貸付先の取引預金金融機関に対する差押えを行い、結果は以下の通りとなりました。

## <結果>

項目	金額
回収金額	11,060 円
実費費用	17,375 円
合計	▲6,315 円

上記のとおり、回収金額が実費費用に満たない額であったため、本件差押えに係るお 客様への分配はございません。

その他、書面(請求書)や事務所訪問による督促を実施しているところですが、本日 までに貸付先からの入金や連絡等はございません。

引き続き、貸付先への請求や財産に関する調査等を行ってまいります。

## 2. 追加担保となっている不動産の処分に関する方針

上記のとおり、貸付先への判決が確定してから一定期間が経過しましたが、いまだに 所有者による本件不動産の売却はなされておりません。(念のためのご説明となります が、貸付先と本件不動産の所有者は別法人となります。) そのため、改めて本件不動産の所有者に対して、本件不動産の速やかな売却を促すと ともに、さらに一定期間売却等が行われない場合には、本件不動産の競売申立てを行 うことを予定しております。

競売申立てには概算で以下の費用が必要となります。

## <概算費用>

内訳	金額
申立て手数料	4,000 円
予納金	2,000,000 円
差押登記のための登録免許税	3,360,000 円
その他、郵券、証明書代など	- 円

- ※ 本件不動産に対して第一順位の根抵当権(極度額 8 億 4000 万円)を設定しております。
- ※ 対象不動産は山林、雑種地であり土地を特定することが不能な場合、競売手続きが 取り消される場合があります。
- ※ 入札状況等によっては費用倒れとなる場合があります。

これまで本件不動産の売買が成立していない理由として、本件不動産が市街化調整区域(いわゆる市街化を抑制する区域)に属していること、また、以前に開発許可を受けてはいるものの(開発登録簿において確認済み)、改めて造成の開発許可を受ける必要があることから、当該許可を受けることができないリスクを想定した場合の市場参加者(需要者)が少ないといった個別的要因が考えられます。

こうしたことから、本件不動産の競売申立てにつきましては、本件ファンドへ出資していただいた投資家の皆様への償還額が最大となるよう、適切な時期に行うことができるよう慎重に判断していきたいと考えております。

以上